

Vol.5 「WIPO の条約って？」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

1. 条約？ 協定？

WIPO に関する条約といえば、パリ条約、特許協力条約 (PCT)、マドリッド議定書、また知的財産という意味では、TRIPS 協定などを思い浮かべる方は多いであろう。条約といってもその名称の末尾は「条約」、「議定書」、「協定」などと異なる場合がある。これらはどのように違うのか、という法的議論はさておき、国際的な約束にはいろいろなものがある。

2. WIPO の条約

上記のパリ条約、PCT などはお馴染みの条約かもしれないが、WIPO はどの程度の条約を管理しているのだろうか。WIPO という国際機関を設立するための条約に始まり、特許、意匠、商標、著作権など多岐にわたり、実は 26 の条約を管理している。

WIPO の設立の根拠となっている条約は、WIPO 設立条約という条約であるが、1967 年に署名されてその後 1970 年に効力が発生した。その後、半世紀近くが経ち、働き盛りの中年といったところであろうか。知的財産の仕事をしている中で直接 WIPO 設立条約に接することはあまりないのではないと思われる。むしろ、パリ条約、PCT という条約のほうが身近であろう。パリ条約、そして著作権に関するベルヌ条

約は WIPO の条約の中でも最も基本的なものと言えようが、これらの歴史は、1970 年より遥か前に遡る。優先権でお馴染みのパリ条約は 1883 年に成立、ベルヌ条約は 1896 年である。WIPO が設立されるより前になぜ WIPO の条約がと思われるかもしれない。ご存知の方も多いかもしれないが、WIPO は元々パリ条約とベルヌ条約を管理するための組織として設立された国際機関が前身である。フランス語の頭文字をとって BIRPI と呼ばれるこの国際機関は、1893 年に 7 名の職員でスタートし、その後 WIPO に生まれ変わるまで 70 年以上にわたって活動をしてきた。WIPO の本部がジュネーブにあることをご存知の方も多いかと思われるが、BIRPI はジュネーブではなくスイスの首都であるベルンに設置されていた。1960 年に国連欧州本部を始めとする各種国連機関が所在するジュネーブに移転し、その 10 年後に WIPO に生まれ変わった。更に四年後の 1974 年に国連の専門機関になり、国連ファミリーの一員となった。

国際特許制度を提供する PCT は WIPO 誕生と同じ 1970 年に作成され、WIPO の歴史と一緒に歩んできているといっても良いかもしれない。国際知財制度としては、特許のほかにも商標、意匠などの制度もあるが、実はこれらの制度は PCT より遥かに歴史が古い。商標に関するマド

リッド協定は 19 世紀、1891 年に、意匠に関するハーグ協定は 1925 年にその成立は遡る。なお、日本が加入しているのはマドリッド協定ではなくマドリッド協定の議定書と呼ばれるもので、1989 年に作成された比較的新しい条約である。また意匠についても 1999 年に作成されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に日本は加入している。

3. 条約の名前と地名

幾つかの条約について触れたが、多くの条約は名前に地名を含むことが多い。パリ条約、マドリッド協定、北京条約などである。最終的に条約が採択される会議が行われた場所にちなんでその都市の名前を条約につけることは良く行われる。日本の地名でも、気候変動、温暖化防止に関する「京都議定書」、遺伝資源の利益配分に関する「名古屋議定書」、水銀に関する「水俣条約」などがある。知的財産に関してもいつの日か日本の地名が含まれた条約が生まれる日がくるかもしれない。

4. 条約も進化する？

上記のとおり、マドリッド協定は 1891 年に作成されたが、1989 年に新たに独立した条約として議定書が作成された。意匠に関するハーグ協定も 1925 年に作成されつつも、その後、1960 年の改正協定、そして 1999 年の改正協定が作成されている。これらはより多くの国が参加できる制度を提供するためといった理由で制度の改善が図られている。また情勢、技術の変化に制度が対応する必要がある場合もある。

著作権では、ベルヌ条約とローマ条約という基本になる条約があるが、20 世紀の後半になり、インターネットを始めとする情報通信技術の著しい進歩により、これらの条約では必ずしもカバーしきれないケースが生じるようになってきた。ダウンロード、アップロード、コピープロテクションなどである。このような状況に対応するため、著作権の分野では、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約という新たな条約が 1996 年に作成された。これら二つの条約はインターネット時代に対応するためということもあり、インターネット条約とも呼ばれている。

21 世紀に入ってからは、視覚障害者などの著作物へのアクセスを促進するための条約 (マラケシュ条約)、インターネット時代のオーディオビジュアル実演者の保護のための条約 (北京条約) が相次いで作成された。

条約や法律といった基本的な約束については、頻りにルールが変わることは好ましくないことはそのとおりである。その一方で、情勢が変わることにより、ルールが必ずしも対応しきれなくなることが起こるのも事実である。それを踏まえてこのように国際制度も時代、情勢に合わせて進化しているともいえよう。

知的財産の分野の国際的なルールを議論する場でもある WIPO において今後も安定した、そして時代に対応したより良い制度のための議論がなされていくことが期待される。

Ken-Ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012 年に WIPO 日本事務所所長に就任し、2014 年 4 月から現職。